

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

猟銃用火薬類等の取扱いについて

猟銃用火薬類等の取扱いについては、猟銃用火薬類等の取扱いについて（令和元年生環甲達第21号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、今後は下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和3年2月25日をもって、廃止する。

記

1 定義

(1) 猟銃用火薬類等

実包又は無煙火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第3条の4に規定するけん銃等（以下「けん銃等」という。）又は猟銃に専ら使用されるもの、及びけん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し、又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬をいう。

したがって、例えば空包であっても、建設用びょう打銃に使用されるものや銃砲を使用しない理化学上の実験の用に供するものは、これに該当しない。

(2) 譲渡及び譲受け

所有権を移転する場合をいい、有償又は無償を問わない。

(3) 輸入

猟銃用火薬類等を船舶又は航空機を利用して国外から国内に搬入することをいい、有償又は無償を問わない。本人が所持して搬入する場合であっても輸入である。

(4) 消費

廃棄以外の目的とする火薬類の爆発又は燃焼をいう。その爆発又は燃焼の効力を有効に利用するか否かを問わない。

2 許可権限

火取法第50条の2第1項の規定により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費（以下「譲渡等」という。）の許可の申請は、原則として都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行うことになっているが、同条第2項の規定により、火薬類の製造業者若しくは販売業者がその業務のために行う場合又は産業の用途に供される銃砲（救命索発射銃、救命用信号銃、麻醉銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃及び鉦さい破碎銃）の所持許可を受けた者が当該用途に関して譲渡等を行う場合の許可の申請は、他の火薬類と同様、都道府県知事に対して行うこととされている。

3 許可

(1) 譲渡の許可

ア 譲渡の許可の申請は、申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行うこととされている。

イ 譲渡許可証の記載事項中、住所及び氏名以外の記載事項について変更する場合は、新たな許可を要することとなる。

(2) 譲受けの許可

ア 譲受けの許可の申請は、申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行うこととされている。

イ 譲受許可証の記載事項中、住所及び氏名以外の記載事項について変更する場合、新たな許可を要することは、譲り渡しの許可と同様である。

ウ 譲受許可数量

(ア) 譲受許可数量については、原則として火薬庫外貯蔵の上限数量を上限とする。ただし、過去に相応の消費実績があり、購入、貯蔵及び消費を適切に行ってきたと認められる者であって、各種大会等の射撃選手等である者が合宿等において練習のため短期間に多量の実包を消費するなど、特に酌むべき事情がある場合は例外を認めることとする。

(イ) 実包について、初めて火薬庫外貯蔵の上限数量である800個を超える数量の許可申請があった場合は、800個を許可数量の上限とする。

(ロ) 実包について、800個を超える数量の許可申請が2回目である場合には、初回の許可に係る購入、貯蔵及び消費に不適切な点が認められず、かつ、相応する消費（購入）計画が提出されれば、2,000個を許可数量の上限とする。

(ハ) 実包について、800個を超える数量の許可申請が3回目以降である場合には、前回（必要に応じて前々回以前を含む。）の許可に係る購入、貯蔵及び消費に不適切な点が認められず、かつ、相応する消費（購入）計画が提出されれば、5,000個を許可数量の上限とする。

(ニ) 国際的な規模で開催される運動競技会の射撃競技に参加する選手又はその候補者が合宿等における練習のために多量の実包を消費する必要があるなどとして各種競技団体から推薦書が提出される等、特段の事由がある場合、所轄の警察署長と生活環境課長とが協議して、妥当と認められたものに限り、5,000個を超える許可を認めることとするが、この場合にあっても、当該推薦内容等から判断し、真に必要と認められる数量とする。

エ 譲受目的

譲受許可の目的は、当該猟銃用火薬類を使用する猟銃の所持許可の用途で可能なものでなければならないことから、提出された火薬類等消費計画書の内容が使用する猟銃の用途で行えるものか否かを確認すること。

なお、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受けた猟銃で練習射撃を行うため、標的射撃を目的として譲受許可を受けることが可能であるが、標的射撃により生じた残火薬のうち狩猟又は有害鳥獣駆除に使用することが可能なものについては、これに使用することにより早期に消費することが望ましいため、標的射撃に加

え、狩猟又は有害鳥獣駆除を譲受目的として申請を行うよう指導すること。

オ 猟銃用火薬類等譲受許可証の交付

猟銃等及び猟銃用火薬類の指導取締りを一元的に推進する趣旨から、猟銃・空気銃所持許可証に猟銃用火薬類譲受許可証（以下「譲受許可証」という。）の様式を併綴することとされている。よって、所持許可を受けた猟銃で使用する猟銃用火薬類に関しては、原則として猟銃・空気銃所持許可証に編綴された譲受許可証（以下「編綴許可証」という。）の様式に許可事項を記載する方法により譲受許可証の交付を行うこと。

カ 猟銃用火薬類等譲受許可証の返納等

火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の規定により譲受許可証の交付を受けた者は、許可数量の全部を譲り受けたとき、有効期間が満了したとき等は、速やかに譲受許可証を返納しなければならないとされている。よって、譲受許可証を交付する際は、被交付者に対し、返納義務が生じた場合は速やかに譲受許可証を返納するよう指導すること。また、編綴許可証については、所轄警察署において抹消を受ける方法で返納を行うことから、被交付者からの申出のほか、猟銃及び火薬類に係る申請、銃砲一斉検査等により猟銃・空気銃所持許可証の提示を受けた際は、返納義務が生じている編綴許可証がないかを確認して、必要な抹消を行うこと。

(3) 輸入の許可

ア 輸入許可の申請先は、陸揚地を管轄する公安委員会（航空機の場合は到着する空港を管轄する公安委員会）であり、その場所を管轄する警察署長を経由して行うこととされている。

イ 輸入の許可については、申請書に許可をした旨を記載してこれを「許可書」として交付することとされている。これは、消費の許可についても同様である。

ウ 輸入許可申請書の記載事項中、「火薬類の種類、名称、数量」、「銃の種類及び適合実包（空包）」、「銃の所持許可証（登録証）の番号」、「輸入目的」、「陸揚予定地」を変更した場合には、新たに許可を受けることを要し、その他の事項を変更した場合には変更届を提出すれば足りるとされている。

(4) 消費の許可

ア 消費の許可の申請先は、譲受けの許可と異なり、消費地を管轄する公安委員会（消費地を管轄する公安委員会がないときは、申請者の住所地を管轄する公安委員会）であり、消費地が複数の公安委員会の管轄区域にわたるときは、各々別に許可申請書を提出しなければならないとされている。

なお、同一の公安委員会の管轄区域内の2箇所以上で消費するものに対しては、主たる消費地を管轄する警察署長を経由して行うこととされている。

イ 公海上で日本船舶から有害鳥獣の捕獲のために猟銃を使用する場合等管轄する公安委員会がない場合は、住所地を管轄する警察署長を経由することとされている。

ウ 消費許可証の記載事項中、住所及び氏名以外の記載事項について変更する場合は、新たな許可を要することとされている。

(5) 有効期間

譲渡許可証及び譲受許可証には有効期間が付されているが、これは火取法第17条第6項の規定に基づき1年を超えない期間内で、申請書記載の期間に基づき、公安委員会が当該譲渡又は譲受けに必要と認めた期間を指定するものであり、形式的に上限一杯の1年とするのではなく、火薬類の消費計画等に応じて、当該譲渡し又は譲受けに必要と認めた期間を指定すること。

(6) 許可条件

許可に際して条件を付する場合、例えば火薬庫外貯蔵量を超える数量の譲受け許可をする際、一時に譲り受けることを不相当と認めた場合に、その分割譲受けを命ずるようなときは、当該許可証にわかりやすく朱書きすること。

(7) 許可証等に係る記載事項の変更の手続き

譲渡許可証、譲受許可証、輸入許可書並びに消費許可書の住所及び氏名に変更を生じた場合における記載事項の変更は、当該許可の申請に際し、経由した警察署長に対し手続をしなければならないが、事務処理上支障のある場合を除き、郵便によることも差し支えないとされている。また、譲渡許可証及び譲受許可証を返納する場合も同様である。

(8) 消費（購入）計画に係る書面の提出

譲受け、輸入又は消費の許可の申請に当たっては、申請書の別紙として火薬類の消費（購入）計画に係る書面の提出を求め、具体的な火薬類の消費及び購入（申請に係るもの以外の火薬類の購入や無煙火薬等から実包を製造する場合を含む。）の計画等を確認すること。また、複数の猟銃を所持している者については、どの猟銃を使用するのか明らかにさせること。

さらに、前回の許可申請以後の火薬類の消費実績について、銃刀法第10条の5の2に規定する帳簿の提示を受けて確認するとともに、その際、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第87条第2項に規定する書面（射撃場の射票、レシート等、実包の数量を疎明する書面）が当該帳簿に添付されていることを確認すること。

(9) 審査上の判断基準

許可の申請に際し、譲渡等の目的が明らかとならない場合や、提出された消費（購入）計画の内容を精査し、当該計画のとおり火薬類を取り扱ったときに、法の規定に抵触することとなる場合には、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあることから不許可とすること。また、譲受け又は消費の許可について、消費計画・消費実績に相応する数量を超える数量の許可申請があった場合は、申請数量の引下げ等を行うよう指導すること。

なお、輸入の許可は、1回の輸入ごとに必要であることから、火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の輸入許可申請があった場合には、原則として不許可とすること。

4 無許可譲受

(1) 無許可譲受数量等

火取法第17条第1項第3号の規定により無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「内閣府令」という。）で規定されている。

具体的には、鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する登録若しくは同法第9条第1項に規定する鳥獣を捕獲することの許可の有効期間又は同法の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬の合計600グラム以下、銃用雷管300個（このうちライフル銃用雷管については50個）以下、又は実包300個（このうちライフル銃用実包については50個）以下である。したがって、無許可で無煙火薬600グラム、銃用雷管300個及び実包300個を譲り受けることはできるが、無煙火薬600グラム及び黒色猟用火薬600グラムの合計1,200グラムを譲り受けることはできない。また、無許可で猟銃用火薬類等を譲り受けることができるのは、当該無許可譲受の根拠となる登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間内又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間内に限られる。

(2) 猟銃用火薬類無許可譲受票の交付

火取法第17条第1項第3号に該当する者（以下「狩猟免許者等」という。）が、無許可で猟銃用火薬類等を譲り受ける場合に提示する猟銃用火薬類無許可譲受票（以下「譲受票」という。）は、都道府県猟友会支部長が、支部管内に住所を有する狩猟免許者等からの申請に基づき、支部猟友会員であるか否かを問わず交付するものとされている。ただし、譲受票のうち猟銃・空気銃所持許可証に併綴された譲受票（以下「併綴譲受票」という。）については、特別な事情が存在する者に限り、例外的に警察署長が交付するものとされている。

(3) 併綴譲受票の交付要領

警察署長は、狩猟免許者等から併綴譲受票の交付の求めがあった場合、（一社）福井県猟友会支部長から同票の交付を受けることのできない特別な事情が存在すると認められる場合に限り、次の要領で交付するものとする。

ア 狩猟者登録証の確認

狩猟者登録証の提示を求め、有効な狩猟者登録がなされていることを確認する。

イ 併綴譲受票の記載

併綴譲受票の様式に、交付年月日を記載するとともに、狩猟者登録番号欄に、提示を受けた狩猟者登録証に記載された番号を「令和〇〇年〇〇県第〇〇号」の要領で記載する。

取扱番号は警察署ごとに、年度ごとの連番とする。

取扱者欄は「福井県〇〇警察署長」と記載し、公印を押す。

ウ 猟銃用火薬類無許可譲受票交付台帳の記載

猟銃用火薬類無許可譲受票交付台帳（別記様式。以下「台帳」という。）を作成し、交付の状況を記載する。

なお、台帳は会計年度で3年間保存するものとする。

エ 併綴譲受票の交付

併綴譲受票の交付に当たっては、被交付者に対し、交付された併綴譲受票は、狩猟期間満了の日から30日以内に抹消を受けるよう指導すること。

オ 併綴譲受票の抹消

譲受票は、狩猟期間満了の日から30日以内に交付を受けたものに返納すること

とされていることから、警察署長は、当該期間内に交付した併綴譲受票の抹消を行うとともに、台帳に抹消の日を記載し、当該抹消にかかる併綴譲受票の写しを添付すること。

(4) 譲受票による猟銃用火薬類の譲受け

狩猟免許者等が、譲受票により火薬類を譲り受ける際は、鳥獣保護管理法に基づく第一種銃猟狩猟者登録証、許可証（許可を受けた者が法人の場合は、従事者証）又は指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証のほかに猟銃・空気銃所持許可証も併せて火薬類販売業者に提示し、同業者は、これにより相手方の所持する許可銃砲に適合する火薬類であることを確認した後でなければ譲り渡してはならない。

なお、猟銃・空気銃所持許可証を確認せずに火薬類を販売した火薬類販売業者は、火取法第17条第5項違反に、また、許可銃砲に適合しない火薬類を譲り受けた狩猟免許者等は、火取法第17条第1項違反となる。

5 無許可消費

無許可で消費することのできる猟銃用火薬類等の用途及び数量については、内閣府令第12条に規定されている。

なお、内閣府令第12条第3号の「射的練習」とは、射撃大会への参加を含み、銃刀法の標的射撃と同義語であり、内閣府令第12条第4号の「信号の用に供する」とは、出発合図の用に供することをいう。

6 転用消費

火取法第17条第1項第3号の規定により無許可で譲り受けた猟銃用火薬類等や、狩猟又は有害鳥獣駆除（指定管理鳥獣捕獲等事業を含む。以下同じ。）の目的で許可を受けて譲り受けた猟銃用火薬類等については、狩猟及び有害鳥獣駆除の用途に加え、射撃場における練習射撃（狩猟及び有害鳥獣駆除の練習の一環として行われる射撃大会を含む。）に使用することは差し支えないとされている。また、技能講習及び狩猟前練習に使用する猟銃用火薬類等について、猟銃所持者が現に猟銃用火薬類等を保有している場合には、当該猟銃用火薬類等の譲受目的にかかわらず、これを使用することができることとされている。

7 台帳の整理

公安委員会は、猟銃用火薬類等に係る譲渡等の許可をする場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならないとされている。よって、銃砲刀剣類管理システムに許可の状況、許可証の返納日及び当該許可による譲受け数量を登録すること。また、返納を受けた許可証は、当該許可の申請書に添付して整理すること。

8 不用実包等の処理

(1) 有害鳥獣捕獲目的で譲り受けた火薬類を廃棄等しなければならない時期

鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者若しくは当該捕獲の従事者又は同法第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等若しくは当該事業の従事者であって、装薬銃を使用する者は、許可の有効期間、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間又は従事者証の有効期間満了の際、なお火薬類の残量があるときは、その満了の日から3月以内にその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならないとされている。

(2) 消費することを要しなくなった猟銃用火薬類の措置

消費することを要しなくなった猟銃用火薬類は、遅滞なく譲り渡し、又は廃棄しなければならないとされている。よって、猟銃所持者から猟銃を譲渡した旨の届出や猟銃の廃棄依頼があった場合又は猟銃所持者の親族等から猟銃所持者が死亡した旨の届出がなされた場合は、実包の帳簿、スコアカードや領収書等の疎明資料、猟銃用火薬類譲受許可証及び猟銃用火薬類無許可譲受票の提示を求め、当該猟銃の適合実包等、不要となった猟銃用火薬類がないかを確認すること。この場合において、無煙火薬や銃用雷管については、帳簿の記載義務がないので、確認漏れがないよう留意すること。

(3) 不用実包等の処理要領

ア 火取法第2条第1項第3号イの銃用雷管及び同号ロの実包及び空包が一般廃棄物となったもの（以下「不用実包等」という。）については、（一社）日本火薬銃砲商組合連合会（以下「日火連」という。）加盟の火薬類販売業者等が収集、運搬及び処分を行うので、警察署等で不用実包等の処理に係る相談を受理した場合には、廃棄依頼先及び処理手続を教示すること。

イ 不用実包等の所持者又はその遺族（以下「所持者等」という。）が高齢等で不用実包の処理手続を適切に行うことが困難であり、他にこれを代行する者がいない場合等には、警察職員がこれを補助し、当該処理に係る不用実包等廃棄依頼書（別添1又は別添2）の補助者欄に、対応した警察署担当者の所属、氏名及び電話番号を記載すること。

ウ イにおいて、当該廃棄依頼がなされた後、不用実包等が搬送されないなど手続が滞っている旨、日火連から連絡があった場合には、所持者等に連絡の上、再度手続を補助して確実に処理させること。

(別記様式、別添省略)